(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、高浜町 の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

- 第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める 申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の指定)

- 第3条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの うちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。
 - (1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) その事業計画の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) その事業計画に沿つた管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 2 町長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、高浜町公の 施設指定管理者選定審議会の意見を聴かなければならない。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

- 第4条 町長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による申請によらず、高浜町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体(以下「出資団体等」という。)を指定管理者の候補者に選定することができる。
- 2 前項の規定により選定するときは、町長はあらかじめ第2条各号の事項について当該出資団 体等と協議を行い総合的に判断を行うものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項

を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実体を把握するために必要なものとして規則で定める 事項

(業務報告の聴取等)

第6条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び 経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示 をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第7条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき 事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を 取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を 命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、 又は滅失したときは、それによつて生じた損害を高浜町に賠償しなければならない。ただし、 町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(審議会)

- 第11条 高浜町に高浜町公の施設指定管理者選定審議会(以下この条において「審議会」という。) を置く。
- 2 審議会は町長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。
- 3 審議会の委員の定数は7名以内とし、町長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。